

奈良県食の安全・安心行動計画

(平成 27 年度～28 年度)

奈 良 県

－ 目 次 －

第1章 食の安全・安心確保に関する奈良県の方針	1
第2章 食の安全・安心確保に関する奈良県の取り組み	2
第1節 消費者への食品安全・安心確保のための推進	2
1 消費者との相互理解と意見の反映	2
2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進	3
3 食品の安全・安心に関する教育活動	5
4 食品表示適正化の推進	6
5 県産食品の信頼性の確保	7
第2節 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進	13
1 生産段階における指導・監視の強化	13
2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化	17
3 流通段階における監視・指導の強化	18
4 試験検査体制の充実	19
5 食品の安全に係る調査の実施	19
6 自主管理体制の推進及び支援	22
7 食品の安全に係る関係機関との連携強化	23
第3節 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実	24
1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置	24
2 行政対応窓口の一元化	24
3 危機管理体制の充実	25

第1章 食の安全・安心確保に関する奈良県の方針

近年多種多様な食品に起因する事件の続発により食品の安全性に対する県民の信頼は大きく揺らいでいます。そこで、より一層食品の安全・安心確保を図るため、「県民への安全・安心な食品の提供」を目的として「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を策定しました。

この基本方針のもとに県は、生産者、製造・加工、流通・販売等食品等事業者及び消費者と相互に連携し、県民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護に向けて積極的に取り組んでまいります。

なら食の安全・安心確保の推進基本方針

【基本的な考え方】

食品の安全・安心確保対策は、県民が健康で安全・安心な生活を営むためには、欠くことのできない重要な施策であり、生産、製造・加工、流通・販売、消費のすべての段階において予防原則にたった総合的な対策を推進する必要があります。食品を通じた安全・安心な社会づくりを実現するためには、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者、消費者ならびに県がそれぞれの役割を十分に認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たすことが重要です。

基本方針1：消費者への食品安全・安心の確保

- 1 消費者との相互理解と意見の反映
- 2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進
- 3 食品の安全・安心に関する教育活動
- 4 食品表示適正化の推進
- 5 県産食品の信頼性の確保

基本方針2：生産から流通・消費における食品の安全確保

- 1 生産段階における指導・監視の強化
- 2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化
- 3 流通段階における監視・指導の強化
- 4 試験検査体制の充実
- 5 食品の安全に係る調査の実施
- 6 自主管理体制の推進及び支援
- 7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

基本方針3：新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

- 1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置
- 2 行政対応窓口の一元化
- 3 危機管理体制の充実

第2章 食の安全・安心確保に関する奈良県の取り組み

生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階における関係者が一体となって安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を図ることを目的として策定した「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づき、実施する事業を、基本方針ごとに紹介します。



第1節 消費者への食品安全・安心確保のための推進

1 消費者との相互理解と意見の反映

【基本方針】

消費者及び生産者や製造・加工、流通・販売等の食品等事業者とリスクに関する情報・意見を交換する仕組みを設け、相互理解を深めるとともに、消費者の意見を施策に反映できるよう努めます。

消費者等との意見交換促進

生産・加工・流通等食品に関わる各段階の事業者や消費者の代表、及び学識経験者等で奈良県食品安全・安心懇話会等を開催し、意見交換を行っています。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
奈良県食品安全・安心懇話会の開催	2回	2回	2回	消費・生活安全課
意見交換会等の開催	1~2回	2回	1~2回	

2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進

【基本方針】

消費者が安全で安心できる食品を選択するため、県民自らが食品に関する全般的な知識・判断基準を持てるようになることが必要であることから、科学的な情報収集・蓄積を図るとともに、保有する情報についてもホームページ・広報誌等により県民が利用しやすい情報として提供・公開します。

また、生産者、食品等事業者による食品の安全・安心に関する情報の自主的な公開を促進します。

安全安心に関する情報提供

ホームページの整備・充実を行い、安全安心に関する各種情報の迅速な提供を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
ホームページアクセス数	5,000 件	6,522 件	5,000 件	消費・生活安全課

未承認医薬品の危害防止

健康食品を選ぶ際やインターネットによる個人輸入の際の留意事項などをホームページへ掲載し、また健康展での展示などにより県民への情報提供を行っています。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
健康展入場者数	700 人	650 人	3,000 人	薬務課

畜産物の普及推進

奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を、イベントなどへの参加を通して県民へ広くPRします。また県内畜産ブランドについて、生産、流通、販売に関する情報を一元管理し、ホームページ等による情報発信を行っています。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
大和畜産ブランドの情報発信(HP アクセス数)	80,000 件	138,398 件	80,000 件	畜産課

食育の推進

食育とは、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を大切にする豊かな人間性を育むことです。本県では奈良県食育推進計画に基づき、食育により健康な心身をつくり、健康長寿をめざすことを基本目標とし、食育の推進を図ります。

県民の健康寿命の延長に寄与する要因を特定する研究を実施した結果、健康寿命に寄与する健康行動の一つが塩分摂取量であることがわかったため、「減塩対策」の推進に重点をおいた取組を進めます。

《減塩対策の具体的な取組》

- ① 子育て世代を対象とした減塩ツールの市町村等での活用促進
・開発した減塩ツール（紙芝居「げんえもんと一緒にいく減塩修行の旅」、リーフレット、適塩ソング）を活用した講座の開催
・子育て世代を対象とした適塩イベントの開催



- ②高血圧の人のための減塩教室実施マニュアルを活用した教室の実施



- ③次世代を担う小学生をはじめとする多くの世代が食について考え、関心を持つことを目的とした、食育作文コンテストの実施。

また、食の安全・安心確保に関する取り組みとして、健康に配慮した店舗等の充実や、ホームページやリーフレット等を通じて、食に関する情報を提供します。

さらに、地域における食に関する講習会や給食を提供する施設に対し研修会を実施し、健全な食生活や食習慣の習得を図ります。

一方、食育は地域の特性に応じた取り組みが必要であり、より県民に身近な存在である市町村での推進が欠かせません。そこで、市町村食育推進計画策定の支援を行います。

取組	H27 実績	目標	備考
健康的なメニューを提供する店舗の数	89 店舗	H28 に 200 店舗をめざし充実・拡大に向け取り組みます。	健康づくり 推進課
食育推進計画策定市町村数	29 市町村	H28 に全市町村(39 市町村)策定をめざし、支援を行います。	健康づくり 推進課
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事（日本型食生活）をほぼ毎日とっている人の割合	33.6%	H34 に 52% をめざし、望ましい食習慣の実践支援に取り組みます。	健康づくり 推進課



食育の普及啓発を進めるため、奈良県の食育のシンボルとする奈良県食育推進ロゴマークを作成し、積極的に活用することにより、奈良県の食育の推進を図ります。

3 食品の安全・安心に関する教育活動

【基本方針】

消費者が自ら安全・安心な食品を選択し、安全に消費するのに必要な知識を得られるよう、消費者教育の充実を進め、普及啓発を図ります。

特に、学校教育等を通して、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけるための食育の充実を図り、食品の安全性に関する知識や消費者教育などを推進します。

栄養教諭を中心とした食育の推進

栄養教諭等が中心となって、学校の内外において家庭や地域と連携を図りながら、食育推進を図ります。

○食に関する授業・地場産物を活用した献立の実施



○消費者教育における関係機関との連携



<奈良県消費・生活安全課担当者による情報提供、グループ討議、意見交換会>

取組目標		平成 27 年度実績	平成 28 年度目標	備考
食 育 の 日 の 取 組	小学校	62.4%	増加	保健体育課 「食育推進状況調査より」
	中学校	42.7%	増加	
	高等学校	17.5%	増加	
	特別支援学校	50.0%	増加	
く 指 導 全 体 計 画 に 基 づ	小学校	96.0%	増加	
	中学校	73.1%	増加	
	高等学校	92.5%	増加	
	特別支援学校	60.0%	増加	

学校における食育推進研修会の開催

学校教育において、食育の重要性や食に関する選択力の育成につなげる指導を実施するために、指導者（教職員等）の資質向上を目的に研修会を開催します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
研修会開催回数	5回	5回	5回	保健体育課

4 食品表示適正化の推進

【基本方針】

「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「計量法」等食品表示関連法に基づく表示の適正化について食品等事業者を啓発します。

また、消費者による食品表示サポーター制度を設け、消費者が安心して選択できる食品表示の推進を図ります。

食品表示の適正化

①景品表示法

不当な景品類や不当表示の防止のための啓発・取締りを行います。

②食品衛生監視指導

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施します。特に、夏期・年末一斉取締りにおいては、食品表示法など食品表示関連法に基づく監視指導を実施し、適正表示の推進を図ります。

③食品表示サポーターの設置

県民から食品表示サポーターを募集し、食品表示法を中心に食品表示の適正化の推進を図ります。

④「食品表示110番」の設置及び、計量法に係る表示の試買調査

商品の試買調査を行い、計量法に基づく内容量及び表示の適正化を図ります。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
食品表示に関する景品表示法にかかる調査	随時調査	相談・申告 20件	随時調査	消費・生活安全課
食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	10,997回	11,193回	10,021回	
食品表示サポーター登録者数	100名	44名	100名	
食品表示サポーターからの通報に基づく特別調査	2回/年	0回/年	2回/年	
試買調査の実施回数 試買数	年12日 (中元期、年末年始期) 240個	年12日 (中元期、年末年始期) 218個	年12日 (中元期、年末年始期) 240個	産業振興総合センター

5 県産食品の信頼性の確保

【基本方針】

消費者と生産者等が相互に理解を深め「顔の見える関係」を築くため、生産者等が実施するイベント活動等への支援を行い、地産地消運動の推進を図ります。
ホームページ等により、県産食品の安全性に関わる情報を提供します。

大和野菜の振興対策

「大和野菜」の産地育成と流通体制の確立に取り組むとともに、消費者に情報提供を行ない県産野菜の消費拡大を図っています。



大和野菜とは…奈良県の特産品として特徴をアピールできる
大和の伝統野菜と大和のこだわり野菜です。
※詳しく見たい場合は野菜の写真をクリックしてください。

伝統野菜 こだわり野菜 レシピ集 資料 Q & A

大和まな	祝だいこん	黄金ばくわ	大和ぶとねぎ	千筋みずな	結崎ネブカ
片平あかね	香りごぼう	宇陀金ごぼう	小しょうが	大和三尺きゅうり	半白きゅうり
ひもとうがらし	花みょうが	大和丸なす	大和寒熱ほれん草	軟白すいき	大和きくな
下北春まな	朝採り野菜	大和いも	紫とうがらし	筒井れんこん	味問いも 黒滝白きゅうり

H27 計画	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
大和野菜講習会開催数	2回	1回	—	農業水産振興課
大和野菜PRリーフレット配布枚数	—	—	7500部	

奈良安心農産物提供事業

生産者及び消費者等に対し表示制度の普及とともに制度の適正運用を図ります。

品目：ナス、柿、梅、いちご

奈良県産情報開示農産物 に関する表示制度とは

平成17年2月からスタートしました。

奈良県で生産された農産物に対する消費者の信頼性の向上と、環境に優しい農業の発展を図るために創設された制度です。県の認定した確認機関が生産者・生産者団体を登録し、現地調査や生産履歴(農薬や肥料等の使用状況)の検査によって、農産物が適正に栽培されているか確認し、

奈良県産情報開示農産物

という表示を承認するとともに、消費者等の請求に応じて生産に関する情報を開示します。

- | | | |
|------|-------------------------|------|
| 生産者が | ○安全な資材のみを使用し、農薬使用基準を守って | 栽培し、 |
| | ○生産履歴を記帳して | |
| | ○環境に優しい取組みを行って | |

県の認定した確認機関が適正であると認めた後、

農産物に **奈良県産情報開示農産物**



のマーク(※)を付けて出荷して、

※力タカナのナラで、ナは大人、ラは子供を
表し、安全安心な農作物を食べて健やか
に生活していることをイメージしています。

確認機関をとおして、生産情報を開示します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
情報開示農産物の表示品目数	4 品	4 品	4 品	農業水産振興課

資源循環型農業の推進

土づくりと、化学肥料・化学農薬の使用量の低減により環境負荷の少ない農業を推進するとともに、それに取り組む生産者（エコファーマー）を認定しています。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
エコファーマーの認定数	新規 16 名 再認定 95 名	新規13名 再認定 40 名	新規 10 名 再認定 50 名	農業水産振興課

県内畜産物の普及推進

奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を広くPRし、奈良県産畜産物の普及及び消費拡大を図ります。また、大和肉鶏や大和牛などの畜産ブランドの流通推進事業を支援しています。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
イベントへの参加による 大和畜産ブランドのPR	4回	3回	3回	畜産課



特用林産の振興対策

奈良県における特用林産物を代表するきのこ類について、普及促進、消費拡大を図ります。

- 消費者向け きのこ消費 P R 講習会 「きのこ効能説明会」 の開催
- 「奈良特産品」 きのこ料理レシピ集の制作及び配布

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
きのこ消費 P R 講習会 開催数	1回	1回	1回	林業振興課

「きのこ効能説明会」で、奈良県産きのこを使った試食を行い、きのこ料理レシピ集を配布しています。

配布数 (H27 実績) 52 部配布



ぶなしめじ



エリンギ



原木しいたけ



菌床しいたけ

地産地消の推進

奈良県で生産された農産物を扱う直売所や店舗と連携して、地産地消を推進する取り組みを行っています。

①協定直売所への支援

県と協定を締結した農産物直売所の取り組みについて支援を行います。先進地視察や、残留農薬モニタリング調査による安全安心の取組等により、直売所の活性化を図ります。

取組目標	H27 計画	H27 実績	目標(H30まで)	備考
新規協定店舗数（累計）	—	3店舗	7店舗	マーケティング課

②おいしい奈良産協力店

県内スーパー・マーケットや飲食店との連携を強化し、協働して県産農産物の地産地消を推進します。地産地消の取り組みに積極的な店舗を、「おいしい奈良産協力店」として登録し、新鮮でおいしい県産農産物のPRと消費拡大をめざします。

取組目標	H27 計画	H27 実績	目標(H29まで)	備考
おいしい奈良産協力店の店舗数	—	221店	240店	マーケティング課

③県産農産物の家庭での利用促進

県内農産物直売所、県内大型スーパー、県内百貨店及び京阪神地域の百貨店等で農産物の情報発信の専門家である野菜ソムリエ等により、一般消費者が家庭での活用をイメージしやすいレシピの実演や提供等を通じた県産農産物のプロモーションを実施し、県産農産物の家庭での継続的な活用促進・消費拡大を働きかけます。

取組目標	H28 目標	備考
プロモーション実施回数	4回	マーケティング課



第2節 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進

1 生産段階における指導・監視の強化

【基本方針】

1 農産物について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産履歴の情報開示を推進します。

2 畜産物について

飼料及び動物用医薬品の使用にあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、薬事法、動物用医薬品の使用に関する省令の定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての信頼確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産情報が開示できる仕組みの推進を行い、食品としての信頼確保を推進します。

3 養殖生産物（食用に供するものに限る）について

水産用医薬品の使用にあたっては、薬事法等に定める適正使用指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

4 特用林産物（食用に供するものに限る）について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

農薬の適正使用の推進

農薬の適正使用を農業者、農薬販売店等の農薬取扱者へ指導するとともに、消費者に対しては農薬への理解の促進を進めます。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
講習会開催数	1回	1回	1回	農業水産振興課
リーフレット・パンフレット配布数	1,000 枚	1,000 枚	1,000 枚	

奈良安心農産物提供事業

農家の農薬や肥料の使用状況など生産履歴を確認機関において検査し、適正に使用されていることを確認します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
残留農薬分析検体数	20 検体	20 検体	20 検体	農業水産振興課

環境保全型農業の技術普及

環境負荷の低い生産技術普及のため、県内産地で資源循環型農業推進協議会を設置し、新技術実証を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
協議会設置地区数	4 地区	4 地区	4 地区	農業水産振興課

養殖生産物の安全性の確保

水産用医薬品などの養殖資機材の使用状況を調査し、水産用医薬品の適正使用の指導及び残留検査を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
水産用医薬品残留検査	2 検体	1 検体	2 検体	農業水産振興課

動物用医薬品の取締り

動物用医薬品販売業の許認可及び指導・検査等を実施します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
動物用医薬品検査数	15 件	16 件	27 件	畜産課

病性の鑑定

家畜の疾病診断及び畜産物の検査を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
家畜疾病診断及び畜産物 検査数	3,439 検体	2,471 検体	3,046 検体	畜産課

薬剤耐性菌への対策

動物用医薬品の危機管理対策として、薬剤耐性菌の検査を実施します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
薬剤耐性菌検査	32 株 12 薬剤	32 株 12 薬剤	24株 12 薬剤	畜産課

養鶏の安全性確保

鶏卵肉の品質の検査を行います。また鶏の衛生検査や動物由来感染症のモニタリング調査等を実施します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
鶏卵肉の品質検査 (鶏卵肉、鶏糞、環境材料)	135 検体	128 検体	128検体	畜産課

死亡牛に対する全頭検査

4. 8ヶ月齢以上の死亡牛に対して、BSE検査を実施します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
BSE 検査頭数	150 頭	113 頭	140 頭	畜産課

特用林産物生産者等への技術講習会

○森林環境教育推進事業

特用林産物生産者や一般県民を対象とした技術講習会などの開催をしています。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
きのこ栽培研修会	1回	1回	1回	林業振興課
生産者向け技術指導 (森林技術センター)	随時	随時	随時	

2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化

【基本方針】

食品の製造、加工、調理段階については、食品衛生法に基づく監視・指導を充実させ、併せて、食中毒原因菌等微生物汚染、異物混入、指定外添加物の混入等の事故を未然に防止するため、総合衛生管理製造過程（H A C C P）の手法を取り入れた監視・指導を食品等事業者に実施します。

HACCP : Hazard Analysis and Critical Control Point

宇宙食の安全性確保の方法が応用されたもので、食品製造において食品安全上問題が発生する要因を分析し、最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保します。

給食衛生管理について講習会の開催

学校給食衛生管理の基準に基づいて、衛生管理の徹底を図るため、栄養教諭・学校栄養職員、調理従事者、及び管理職対象に講習会を開催します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
学校給食の衛生管理の講習会	5回	5回	4回	保健体育課

食品製造・加工に対する監視指導

製造・加工営業施設については、規格基準に適合する食品等を製造・加工するため衛生上講ずるべき措置について、法的基準の遵守を監視指導し、食品等の安全性確保を図ります。加えて、ガイドラインやH A C C Pの普及啓発により、食品等の安全性の確保を図り、安心できる食品が消費者に提供されるよう推進していきます。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
H A C C P 施設に対する監視回数	4回	4回	4回	消費・生活安全課

3 流通段階における監視・指導の強化

【基本方針】

県内に流通する食品の安全性確保のため、生産及び加工・製造施設並びに卸売り・量販店に対し、食品衛生監視指導計画等を策定し、効率的な監視・指導を実施し、食品表示関連法に基づく表示及び食品保存状況の適正化を図ります。

また、食品の仕入元・販売先の名称等の記録の作成・保存を指導します。

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

食品の流通施設に対しては、食品表示及び食品保管状況の適正化等が行われ、また記録の作成・保存等がされるよう、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施します。

- 食品表示内容の検査機関による確認
- 中央卸売市場における施設・食品流通の監視指導

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
食品衛生監視指導計画に基づく監視回数	10,997 回	11,193 回	10,021 回	消費・生活安全課
食品検査 (遺伝子組換え食品)	10 検体	9 検体	9 検体	
食品検査(食品添加物等)	540 検体	400 検体	546 検体	
中央卸売市場食品検査	442 検体	492 検体	445 検体	

薬事監視指導・未承認医薬品の危害防止

食品の広告の中で医薬品的な効能効果を標榜するものに対して監視指導を行います。

また、苦情等に対し迅速効率的に対応するため、インターネットを利用した広告監視を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
監視施設数	100 施設	70 施設	100 施設	薬務課

4 試験検査体制の充実

【基本方針】

科学的な監視・指導の実施及び食品に起因する健康被害の予防並びに事故発生時に即応するため、人材の養成・資質の向上、並びに検査機器の整備に併せ、検査の信頼性確保のための体制を充実します。

検査機器の整備と精度管理

検査内容の多様化に対応できる検査体制（機器整備及び高度な検査技術）を確保し、検査を効果的に実施できるようにします。また外部機関検査による精度管理を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
外部精度管理	2 検査機関 6 項目	2 検査機関 5 項目	2 検査機関 6 項目	消費・生活安全課

5 食品の安全に係る調査の実施

【基本方針】

食品の残留農薬及び有害微生物等の実態について、調査及び情報収集を実施するとともに、食品に係る環境汚染物質についても調査及び情報収集に努めます。また、県産食品については、農薬及び動物用医薬品の使用実態を調査します。

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

有害な食品、規格基準等に適合しない食品の排除を目的とし、食品衛生法に基づき各種検査を実施します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
農薬モニタリング検査	130 検体	125 検体	133 検体	消費・生活安全課
遺伝子組換え等の表示	10 検体	9 検体	9 検体	
食品添加物等	527 検体	400 検体	546 検体	
食中毒原因検査	随時	270 検体	随時	

食肉・食鳥肉の衛生検査

と畜検査（牛・馬・豚・めん羊・山羊）及びTSEスクリーニング検査（BSE検査含む）を実施します。

※TSE : Transmissible spongiform encephalopathy

(伝達性海綿状脳症)

これには「BSE（牛海綿状脳症）」も含まれます。



取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
食肉衛生検査事業 ・と畜検査(牛・馬・豚・めん羊・山羊) ・TSEスクリーニング検査 (BSE検査含む)	法定検査の実施*	11,538頭 389頭	法定検査の実施	消費・生活安全課

* : BSEスクリーニング検査については、我が国のBSE清浄国復帰に伴って関係省令等が改正され、平成25年4月に法定検査の対象月齢が21か月齢以上から30か月齢超へと緩和されました。さらに、同年7月からは同様に48か月齢超へと再緩和され、これに伴って全国一斉に自主検査も廃止されました。

未承認医薬品による危害の防止

健康食品の買上調査を実施し、有害成分（医薬品成分等）検査などを実施し、健康被害の発生や拡大を防止します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
健康食品の買上調査	5検体	3検体	5検体	薬務課

環境汚染の防止対策

河川、地下水や大気中の有害物質について調査し、農産物が生育する環境の汚染を防止します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
河川等の水質調査 (健康項目、生活環境項目、要監視項目、環境ホルモン等)	91地点 延べ119項目 1~12回/年	91地点 延べ119項目 1~12回/年	91地点 延べ119項目 1~12回/年	環境政策課
地下水の水質調査 (健康項目、要監視項目等)	38地点 延べ51項目 1回/年	38地点 延べ51項目 1回/年	41地点 延べ51項目 1回/年	
大気環境の調査	VOC	3地点	3地点	3地点
	金属類、アルデヒド類等	金属類 3 地点 アルデヒド類 2地点	金属類 3 地点 アルデヒド類 2地点	金属類 3 地点 アルデヒド類 2 地点
		延べ21項目 12回/年	延べ21項目 12回/年	延べ 21 項目 12回/年
ダイオキシン類の調査	大気	14回/年	12回/年	12回/年
	水質	2回/年	2回/年	2回/年
	底質	2回/年	2回/年	2回/年
	地下水	6回/年	6回/年	8回/年
	土壤	11 回/年	11 回/年	12 回/年

学校給食用食品の点検

年1回各市町村及び県立学校において食品の点検を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
点検食品数	300 品目	250 品目	300 品目	保健体育課

6 自主管理体制の推進及び支援

【基本方針】

食品等事業者が、安全確保のため総合衛生管理過程（H A C C P）の手法を取り入れた自主管理体制を確立できるよう技術的支援及び助言を行います。

学校給食に関する指導助言

学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設等の自主点検及び定期・日常点検を実施するよう指導します。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
定期・日常点検実施率	100%	100%	100%	保健体育課

H A C C P の普及啓発

平成27年度に創設された奈良県H A C C P自主衛生管理認証制度(ならハサップ)を積極的に活用することにより、H A C C Pの普及・啓発を推進します。

県内の食品衛生事業者に対し、H A C C Pの手法に基づく自主的な衛生管理による取組を評価し、一定の水準にある施設を知事が認証する制度です。H A C C P導入の普及促進を図り、より安全な食品の流通を目指します。



取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
ならハサップ認証施設数	10 施設	5 施設 認証申請中	10 施設	消費・生活安全課

食品衛生巡回指導

食品衛生協会の食品衛生指導員が食品営業者を巡回して訪問し、自主衛生管理など食品衛生について指導を行います。

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
食品衛生指導員による巡回指導回数	30,000 施設	26,438 施設	30,000 施設	消費・生活安全課

7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

【基本方針】

1 部局間の情報の共有化

関係部局・機関は、食品の安全に係る情報の共有化を図り、環境汚染の影響等を含め、総合的に食品の安全確保を図ります。

2 関係自治体との連携強化

食品の安全・安心確保に関する情報については、関係自治体と相互に連携し、効果的な普及啓発事業の指針や監視・指導の強化に努めます。

3 国への要望等

食品の安全・安心の確保に重要な役割を持つ国には、食品の安全・安心確保対策の強化を働きかけます。

厚生労働省・消費者庁・他自治体との連携

食品が全国に流通し、都道府県をまたいだ広域的な事件が発生する中で、厚生労働省・消費者庁や他自治体との連携は重要であり、連携を進めていきます。

- 全国食品衛生主管課長連絡協議会
- 近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議
- 奈良県食品安全・安心推進本部（奈良市及び府内）
- 奈良県食品表示連絡協議会
- その時期の課題に関する政府要望



第3節 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置

【基本方針】

なら食の安全・安心確保の推進基本方針は、県民の健康の保護を最優先にした新しい食品安全行政に対応するための指針です。

この指針に従いより的確に県民の「安心」と「信頼」を確保するための施策づくり及び推進管理を行う機関として奈良県食品安全・安心推進本部を設置し、また、消費者・生産者・製造加工業者・流通販売業者等の施策づくりへの参画が今まで以上に重要であることから関係者からなる奈良県食品安全・安心懇話会を設置しています。

生産・流通・販売者及び消費者、行政の意見交換

農産物の採取から加工、流通、販売の各段階における事業者、及び消費者を代表し委員を招き、食の安全・安心に関する意見交換を行います。

主な意見交換の例：

食品テロに対する備え、事故米やメラミン、農薬混入事件に対する県の対応について

取組目標	H27 計画	H27 実績	H28 目標	備考
奈良県食品安全・安心懇話会の開催数	2回	2回	2回	消費・生活安全課

2 行政対応窓口の一元化

【基本方針】

生産から消費までのすべての過程において展開する各種施策の方向性を定め、総合的に対応するため、関係部局間の連携に重点をおいた総合的な窓口を整備します。

食品表示関係法取扱部署の一元化

食品の表示制度については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）など、複数の法律により規定されており、その利便性や制度間の整合的運用の問題が指摘されていました。

平成27年4月1日より食品表示法が施行され、相談窓口の一元化（ワン・ストップ・サービス）のもと、消費者や事業者に的確で分かりやすい相談を供し、また食品の安全行政に係る総合的な推進を目指し、体制整備を行っています。

3 危機管理体制の充実

【基本方針】

食品の生産から消費にかかる関係者を原因として発生する危害の拡大防止及び健康被害等に対し、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備・充実を図ります。

危機管理にむけた体制の整備・充実（1）

危機発生時に、関係機関と速やかに連携し行動できるよう、連携体制や基準、マニュアルを準備し、継続的に見直しを行います。

方針、要領等	内容	備考
奈良県健康危機管理基本指針	生命、健康の安全に関する危機管理の適正を図ることを目的として、本指針に基づき、食中毒健康危機管理実施要領、医薬品等事故健康危機管理実施要領、各保健所健康危機管理マニュアル、飲料水健康危機管理実施要領、感染症健康危機管理実施要領等、規定しています。	医療政策部 くらし創造部 地域振興部
食中毒対策要領、 食中毒処理マニュアル	県関係機関及び国との連携を図り、迅速な情報収集、患者・原因施設調査、検体検査及び措置等を行い、被害拡大を阻止します。また平時から食中毒の発生防止に努めます。	消費・生活安全課

危機管理にむけた体制の整備・充実（2）

方針、要領等	内容	備考
感染症対策マニュアル	健康危機管理の観点から、感染症情報の収集、分析及び提供並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供を推進します。 また、感染症の予防及び発生防止に努めます。	保健予防課
未承認医薬品等による健康被害等拡大防止要領	未承認医薬品やいわゆる健康食品を原因とする健康被害に迅速に対応します。	薬務課
奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要綱	県関係課並びに市町村・関係機関との連携を図り、発生時には迅速な防疫措置を行い、鳥インフルエンザのまん延を阻止します。 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、全府的に迅速な防疫措置に取り組み、まん延防止を図ります。	畜産課
奈良県BSE (牛海绵状脑症) 対策本部設置要綱	正しい知識の普及に努めるとともに、発生時、給与飼料等の調査を行います。	
奈良県口蹄疫防疫対策本部設置要綱	口蹄疫発生時には、全府的に迅速な防疫措置に取り組み、まん延防止を図ります。	